平成２２年（フ）第７９９号
静岡県藤枝市堀之内523番地の42
債務者　鹿村とし子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８００号
静岡県藤枝市堀之内523番地の42
債務者　鹿村　　進
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０１号
静岡県藤枝市堀之内523番地の42
債務者　鹿村　　敦
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４２号
静岡県藤枝市郡1034番地の２、旧住所静岡県焼津市駅北５丁目７番23号　レオパレスジャスティス302
債務者　今野　雅人
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時20分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７１号
静岡市駿河区中島962番地　ファーストタウン中島201号
債務者　原田　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９１３号
静岡市葵区川合２丁目３番22号　緑マンション302号、旧住所東京都世田谷区八幡山３丁目24番16号　第11島田マンション308
債務者　鈴木あかね
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２８号
静岡市葵区水見色1060番地
債務者　楮原　麻加
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３３号
静岡市葵区竜南３丁目17―10　竜南コーポ406
債務者　西村　和久
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３９号
静岡県牧之原市菅ケ谷22番地６　竹山清方、住民票上の住所静岡県牧之原市大江614番地２
債務者　名波いずみ
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４３号
静岡市葵区北448番地の１　木原マンション201号
債務者　市川　洋一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５９号
静岡市葵区千代田７丁目３番６―203号
債務者　福島　敏江
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１号
静岡県藤枝市高柳２丁目１番44号　市営住宅10号
債務者　大石見律夫
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４号
青森県つがる市木造千代田饒野25番地２
債務者　秋田谷真奈美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
東京都東大和市向原５丁目1029番地の６
債務者　鈴木　綾子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部